

報道関係者 各位

令和7年1月30日

【照会先】

高知労働局雇用環境・均等室

室長 安田 博人

雇用環境改善・均等推進監理官 杉本 哲二

電話 :088-885-6041

## 「第10回高知県働き方改革推進会議」を開催します

～「高知県地方版政労使会議」として賃金引上げ等について意見交換を行います～

高知労働局（局長 菊池 宏二）では、国、県、労使団体の代表者が一堂に会して意見交換を行う「高知県働き方改革推進会議（高知県地方版政労使会議）」を開催します。

現在、賃上げが約30年ぶりの高水準にある中で、賃金上昇と経済成長の好循環を実現することが県内各企業の喫緊の課題となっています。

このため、高知県における賃金引上げの環境整備や気運の醸成等について意見交換を行います。

なお、今回の会議では高知県知事をご出席される予定です。

### 1 開催日時

令和7年2月20日(木) 午後3時00分～午後4時40分

### 2 開催場所

高知共済会館 3F大ホール「桜」

高知県高知市本町5丁目3-20 電話 088-823-3211

### 3 構成機関・団体等

日本労働組合総連合会高知県連合会、高知県経営者協会、高知県商工会議所連合会、高知県商工会連合会、高知県中小企業団体中央会、四国銀行、高知銀行、高知県看護協会、高知県建設業協会、高知県社会福祉協議会、高知県社会保険労務士会、高知働き方改革推進支援センター、高知県よろず支援拠点、高知県労働基準協会連合会、高知産業保健総合支援センター、四国税理士会高知県支部連合会、全国労働保険事務組合連合会高知支部、高知県、四国経済産業局、公正取引委員会近畿中国四国事務所四国支所、高知労働局

### 4 会議内容(予定)

(1) 「賃金引上げ」に向けた取組について

(2) 働き方改革推進に係る確認事項の取組及び令和7年度における取組方針(案)について

## **5 その他**

開催当日は、記者席を設けています。

取材を希望される報道機関の方は、令和7年2月19日(水)までに、当局雇用環境・均等室までご連絡をお願いいたします。

## **6 添付資料**

- (1) 高知県働き方改革推進会議 設置要綱（別添資料1）
- (2) 第10回高知県働き方改革推進会議出席予定者（別添資料2）

## 「第10回高知県働き方改革推進会議」取材申込書

取材を希望される場合は、2月19日（水）までにメール又は電話で次の項目をご連絡ください。

申 込 者	報 道 機 関 名	
	記 者 氏 名	
	連 絡 先 (電話番号等)	
取 材 人 数	人 (カメラ台数：ムービー 台、スチール 台) (三脚の使用： 有 無 )	
連 絡 事 項		

※ 申込は報道機関の方のみ対象となります。

※ 取材にあたっては、担当者の指示に従っていただきますようお願いいたします。

【連絡先】 高知労働局 雇用環境・均等室

メール：39-klb@mhlw.go.jp

電話：088-885-6041

## 高知県働き方改革推進会議 設置要綱

### 1 背景

我が国は、人口減少社会の到来する中、性別、年齢、障害の有無を問わずすべての人々が、働きやすく、活躍しやすい魅力ある職場環境を作ることで、一人一人の潜在力が最大限に発揮され、労働生産性を向上させていくことが重要な課題となっている。

高知県は、全国に先行して急速に少子・高齢化、人口減少社会が進んでおり、これに歯止めを掛けるためには定住者を増やすことが必要である。そのためには、産業振興策とともに誰もが安全・安心に働ける職場環境を実現し、正社員として働ける安定した雇用（良質な正社員雇用）を確保・創出することが重要となっており、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、多様な正社員制度の導入などにより、長時間労働や転勤を一律に求める従来の雇用管理を見直し、効率的な働き方を進める「働き方改革」が求められている。

### 2 目的

上記1の背景を踏まえ、高知県内各地で働き方改革推進の気運を醸成するため、「定住の決め手は良質な正社員雇用の確保、創出」という観点から、国、県、労使団体、金融機関の代表者が一堂に会して意見を交換し、課題解決のための共通認識を得るとともに、中小企業における取組が円滑に進むよう、国、県の雇用対策と労使の自主的な取組に反映させることを目的として「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（昭和41年法律第132号・平成30年7月6日一部改正）第10条の3に基づく協議会として「高知県働き方改革推進会議」を設置する。

### 3 構成員及びオブザーバー

- (1) 会議の構成員及びオブザーバーは、別紙のとおりとする。
- (2) 会議は、高知労働局長が主宰する。
- (3) 会議には、必要に応じて、他の関係者の出席を求めることができる。

### 4 協議事項

会議においては、次の事項について協議を行う。

- (1) 働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成に必要な取組について
- (2) 働き方改革の推進に当たって解消すべき課題について
- (3) その他働き方改革の推進のために必要な取組について

### 5 幹事会

効果的かつ円滑に本会議を運営するため、各構成員の事務担当責任者で構成する幹事

会を設置し、上記3及び4の事項について調整を行う。

## 6 庶務

会議の庶務は、高知労働局雇用環境・均等室において処理する。

## 7 その他

(1) 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、会議で定める。

(2) 本要綱は、平成28年1月25日から施行する。

本改正要綱は、平成29年2月9日から施行する。

本改正要綱は、平成30年1月23日から施行する。

本改正要綱は、平成31年2月7日から施行する。

本改正要綱は、令和4年2月18日から施行する。

## 高知県働き方改革推進会議構成員及びオブザーバー名簿

平成31年2月7日現在

## 【構成員】

国	高知労働局	高知労働局長
県	高知県商工労働部	高知県商工労働部長
労働者団体	日本労働組合総連合会高知県連合会	会長
		会長代行
		副会長
		事務局長
使用者団体	高知県経営者協会	会長
	高知県商工会議所連合会	会頭
	高知県商工会連合会	会長
	高知県中小企業団体中央会	会長
金融機関	四国銀行	頭取
	高知銀行	頭取

## 【オブザーバー】

国	四国経済産業局
関係団体	高知県看護協会
	高知県建設業協会
	高知県社会福祉協議会
	高知県社会保険労務士会
	高知県働き方改革推進支援センター
	高知県よろず支援拠点
	高知県労働基準協会連合会
	高知産業保健総合支援センター
	四国税理士会高知県支部連合会
	全国労働保険事務組合連合会高知支部

## 第 10 回高知県働き方改革推進会議出席予定者

労働者団体	日本労働組合総連合会高知県連合会会長 同 会長代行 同 副会長 同 事務局長
使用者団体	高知県経営者協会会長 高知県商工会議所連合会会頭 高知県商工会連合会会長 高知県中小企業団体中央会会長
金融機関	四国銀行常務取締役 高知銀行頭取
その他の団体	高知県看護協会専務理事 高知県建設業協会事務局次長 高知県社会福祉協議会会長 高知県社会保険労務士会会長 高知働き方改革推進支援センター長 高知県よろず支援拠点サブチーフコーディネーター 高知産業保健総合支援センター所長
行政	高知県 知事 商工労働部長  経済産業省 四国経済産業局総務企画部長 公正取引委員会近畿中国四国事務所四国支所総務課長 厚生労働省 高知労働局長